

大會抄録

戰國王權の國際支配における〈中華〉の言説

——睡虎地秦簡「法律答問」に見える
「夏」をめぐって——

渡邊英幸

本報告の目的は、先秦から秦漢時代における華夷觀念の諸相を解明するため、戰國秦の法制概念である「夏」の分析を通じ、戰國王權が「國際」的な支配關係の上に構築した、〈中華〉の言説が指し示す内容を明らかにすることにある。

古典漢語における〈中華〉(「中國」・「夏」・「華」などの語句で構成される意味の體系)については、主體・實體としての〈中華〉の存在を前提とすることの見方に對し、近年その歴史性や構築性を檢證する研究が進展している。ことに先秦時代は、出自を異にする複数の諸國が並存する世界において、後世から回顧される〈中華〉觀念の原型が成立した時代であり、より國家間の關係性に即した分析と理解が求められる。

このような視點に立つ場合、雲夢睡虎地秦簡「法律答問」中に見える「夏」は、戰國期の國家が構築した〈中華〉の事例として、先秦時代における一つの定點を提供する史料となる。よつて本報告では、まず當該史料に關する先行研究の見解を檢證した上で、

「夏」が單なる秦の自稱ではなく、秦が支配對象を分類した「國際」的な關係概念であることを確認する。次に、文獻史料に見える秦の「國際」的支配の具體相を概観しつつ、關連する諸概念の分析を行い、「夏」が二重の紐帯にもとづく〈結びつけ〉の論理であったことを指摘する。さらに、先秦文獻における「夏」の意味の廣がりを考察し、當該史料が占める歴史的な位置を明らかにしたいと考える。

北宋時代知識人の繪畫表象

——「睢陽五老圖」を例に——

板倉聖哲

米國の美術館に分藏される「睢陽五老圖」斷簡(メトロポリタン美術館・イェール大學美術館・フリア美術館)は北宋時代、眞宗・仁宗朝に仕えた杜衍・王渙・畢世長・朱貴・馮平、五人の肖像である。彼らは致仕後、睢陽に集い、白居易の洛陽九老會に準えて「五老會」を作ったという。

本圖はこの「五老會」を前提として成立しており、本圖の前提に「香山九老」等の圖像が下敷きになっていたことは想像に難くない。その意味で傳統的な隱逸の表象を繼承するものである。但し、立像形式の精密な描寫による肖像畫で、むしろ、功臣像等の傳統を想起させる。最も古く、本圖の成立狀況を語る錢明逸の序は畢世長沒後に記され、本圖の成立時期によつては生前の姿を寫

したという前提も揺らぐ。

本圖は北宋後期においては舊法黨の文人たちの間で鑑賞されたことが、多くの跋の存在から理解される。その際には古き良き時代の憧憬の文人ネットワークの表象として扱われていた。元時代に至っては朱貫の末裔に傳來して、さらに祖先の肖像としての側面も強調されるようになる。つまり、本圖は流傳の中で様々なコンテキストが引き寄せられ、當時の畫壇、特に文人の私的な繪畫表象に影響を與えてきたのである。

本發表では、まず分蔵される畫及び跋(メトロポリタン美術館・上海博物館)を文獻及び模本(上海博物館)を参照しながら復元し、その繪畫史上の位置付けを試みる。その上で、文人肖像畫の持つ機能、その展開・變容を再検討していきたい。

宗教施設と地域社會

——マムルーク朝時代のアレppo——

谷 口 淳 一

北シリアの中心都市アレppoのウラマーが十五世紀後半に著した地誌『アレppo史における黄金の藏』から得られる情報に基づいて、マムルーク朝時代のアレppoにおけるイスラーム宗教施設と地域社會の關わりについて、以下のような考察を試みる。

宗教施設の分布を見ると、マドラサが都市中心部に偏っているのに對し、十四世紀以降急速に増加したジャーミイ(會衆モ

スク)は、市街地に均等に創設されていたことがわかる。その理由の一つとして、ジャーミイが住民の生活と密着した存在であることが考えられるが、このことは、ジャーミイの設立経緯や運営に關する記述によって確認できる。

マドラサやハンカーフなどについては、ジャーミイのように街區住民との密接な關係を示す情報は少ないが、これらの施設も、地域社會の中で一定の位置を占めていた。特に注目されるのは、孤兒や寡婦などに對する救貧施設としての機能である。

これら宗教施設の運営を支えていたワクフ物件の多くは、アレppoを中心とした北シリアに分布している。また、その設定者にはアレppoに縁のある總督や官僚が多く見られるのに對し、スルタンの名はほとんど見られない。この事實は、中央政府と邊境の都市アレppoとの關係の一面を示していると考えられよう。

賄賂罪の變遷

——漢律から唐律へ——

富 谷 至

財物の贈收をめぐる犯罪と處罰、つまり賄賂・瀆職罪については、唐律では職制律(枉法・不枉法、受所監臨)と雜律(坐贓)に分かれて規定が見える。財物の不法な收受(一應「賄賂罪」としておく)に關しては、すでに秦漢律が條文を設けているが、秦漢律から唐律にいたる賄賂罪の構成要件、條文が屬す律の篇目、

法理念は變化してきた。

本発表は、その變化の跡を検證し、賄賂罪にたいする唐律と漢律の違い、さらには廣く中國法における特徴を明らかにする。

財物を他人に贈呈する行爲は、一方では犯罪を構成するものではなく、禮の實踐として賞賛される行爲でもある。犯罪と儀禮を區別するものは何か。賄賂はどの段階で、またどうして惡と見なされるのかを考えることが、中國法の特徴の解明に繋がるのではないかと展望したい。

(1) 賄賂についての法制用語の分析 (2) 賄賂罪の構成要件——漢から唐へ (3) 晉—唐における瀆職罪の變遷——北魏を中心にして (4) 禮物と賄賂の間 (5) 賄賂罪の中國的立法主義、以上の五章を立てて論を展開していく。しかし、わずか二五分間にその全てを述べることは不可能であり、おそらく一部しかお話しできないだろう。

一七世紀インドの港市マスリパトナムとその支配者

和田 郁子

マスリパトナム Masulipatnam (現 Machilipatnam) は一六世紀後半から一八世紀にかけて榮えた、インド東海岸に位置する港市である。特に一七世紀には、ベンガル灣沿岸各地の港のみならず紅海やペルシア灣の諸港との間にも多數の船が往來し、一大國際交易港として繁榮した。この港の繁榮を支えた要件のひとつと

して、後背地を支配していたゴールコンダ王國(一五一八—一六八七)との深い關係があったことは従來の研究でも指摘されている。しかし、それが實際にいかなる關係であったかについては未だに十分に解明されているとは言い難い。

そこで本発表では、特にマスリパトナムとその支配者たちに注目して、この港市とゴールコンダ王國との關係の一面を明らかにしようとするものである。マスリパトナム在任の支配者層としては、徵稅、港灣管理、治安などの業務を擔當する役職者や大商人などがあげられる。また、マスリパトナムに常住していない王國の有力者の中にも、この港市に大きな權益を持ち、そこで起こる出來事に積極的に關わりを持った人々がいた。さらに一七世紀半ばになるとスルターン自身の港市への關心も高まった。ここでは、オランダ東インド會社による未刊行の報告書を主な史料として、これらの支配者たちが各自の立場においていかにして港市の管理や、航海・交易等の活動に關與していたかについて検討してみた。

封倭と通貢

——一五九四年の寧波開貢問題をめぐって——

中島 樂章

豊臣秀吉の朝鮮侵略は、一五九二(萬曆二〇・文祿元)年四月にはじまったが、同年七月には明軍の來援が始まり、翌一五九三

(萬曆二二)年二月以降は、戦況は停滞し、明朝と日本との間で講和交渉が續いた。秀吉は和議の條件として、明朝の皇女の日本降嫁(和親)や朝鮮領土の割讓(割地)も要求したが、實際に講和交渉の焦點になったのは、秀吉を日本國王に冊封し、朝貢貿易を認めるか否か(封貢)であった。明朝の朝廷では、①冊封・通貢ともに不許可、②冊封は許可するが通貢は不許可、③冊封・通貢ともに許可、の三つの立場から論争がつづき、二轉三轉の後、最終的には一五九四(萬曆二二)年十月、萬曆帝の上諭により冊封のみ認めることが決定した。

こうした講和交渉のプロセスについては、日朝關係史の中村榮孝氏・北島萬次氏、日中關係史の石原道博氏、明朝史の小野和子氏、琉球史の邊土名朝有氏など、多くの研究者が詳しい検討を加えている。さらに最近では、三木聰氏が封倭問題をめぐる朝廷での政策決定過程を緻密に再構成した。こうした諸研究によって、封倭政策決定にいたる複雑な政治過程が明らかにされてきたが、その一方、講和交渉の實質的な焦點であった、日本と明朝の通貢復活問題をめぐる議論については、必ずしも十分に検討が進んでおらず、未紹介の史料も少なくない。

寧波開貢論争については、『神宗實錄』や朝鮮『宣宗實錄』のような基本史料のほか、多くの奏議類においてさまざまな見解が示されている。そこでは觀念的・原則的な冊封論だけではなく、後期倭寇の激化により断絶していた、寧波を窓口とした日朝貿易の復活を許可するかどうかをめぐって、モンゴルとの互市貿易體制も視野に入れた具體的な議論も展開されている。本報告では、こうした論争の中からいくつかの代表的な見解を取り上げ、一六

世紀末における東アジア海域秩序の轉換と、朝貢・互市體制の形成という時代的文脈において、この論争が持つ意味の再検討を試みてみたい。

大越陳朝碑文研究序説

桃 木 至 朗

一〇世紀に成立したのちのベトナム諸王朝に關するこれまでの歴史像は、その多くが、簡略な編年體史書などごく少量の編纂史料にもとづいて組み立てられている。特に陳朝(一二二五—一四〇〇)以前の段階については、史料不足が深刻であった。最近ようやく、考古資料などさまざまな新出資料が蓄積されつつあるが、本報告では、陳朝に關する重要な文字史料群である金石文を取り上げ、収集・刊行の状況と歴史研究への利用可能性について紹介する。

現在知られているベトナム金石文(大半は石碑)の数は、録文や拓本のみ現存するものを含めて、九世紀以前が三點、一〇世紀から陳朝樹立までが二四點、一三世紀末までの陳朝前期が八點、一四世紀の陳朝後期が五一點と、陳朝後期に金石文が急増する。内容も、一三世紀末までは王侯の墓誌か王侯による佛寺建立の記録がほとんどであるのに對し、一四世紀には中小貴族や村落指導層による、小規模な土地の集團的寄進の記録が頻出する。これらの金石文は刊行が進んでいるがその方法に問題があり、また歴史

研究に系統的に利用されてはいない。本報告では、利用可能性を示す例として、陳朝前期の皇帝の代數表示と上皇制の關係、女官を含む官名などの情報を検討したい。

一八五〇年アレツポ騒亂の原因をめぐる一考察

黒木英充

一八五〇年一〇月から一月にかけて、アレツポにおいて暴動が発生した。その最初の段階で市内の主要なキリスト教徒居住區が襲撃され、大規模な放火・略奪・暴行、そして少數ながら殺人が起こった。この事件は、一九世紀中葉以降、東地中海地域で多發した宗派紛争の初期の事例といえる。こうした事件が、オスマン帝國の主要な國際商業都市アレツポにおいてなぜ發生したのか、という問題は、これまで研究者の興味をひきつけてきた。

本報告は、事件そのものの経緯を再検証するとともに、その研究史を整理して問題点を指摘する。そしてその問題點に對し、報告者がこれまでの海外調査によって得た情報——特にダマスクス歴史資料センター所藏のオスマン語布告・報告文書臺帳の分析結果を中心に——から一定の回答を提示することを試みる。

その骨子は、(1)従來の研究で見逃されてきたところの暴動首謀者・總督代官アブダッラー・バービンスイーの債務・債權關係の調査記録を整理し、その全貌を明らかにする。(2)彼が一八世紀以來全帝國レベルで顯著になった徵稅請負制（これはタンズイマー

ト改革で廢止されたことになっていたが）のシステムを受け継ぎ、その債權・債務關係の巨大な連鎖の一角を占めることで權力を獲得し、そこで蓄積した矛盾の一舉解決をねらって暴動狀態を引き起こした。(3)しかしそれが當時の政治・社會狀況から思わぬ暴走を生んだ、とするものである。

「華佗無奈小虫何」考

飯島 涉

本報告では、毛澤東の「送疫神」（一九五八年）で知られる日本住血吸虫症という寄生虫病をとりあげ、その流行や對策などもつ歴史の意味を検討したい。

日本住血吸虫症は、「日本住血吸虫」の原因となる寄生虫、卷貝（オンコメラニア）中間宿主、そしてヒトの三者の關係の中で發生する（日本住血吸虫症は、人畜共通感染症であり、牛などの家畜への感染も無視できない。但し、今回はこの問題にはふれない）。中國では、江蘇・浙江・安徽・湖北・湖南・江西・四川・福建・廣東・廣西・雲南などが流行地で、日本では、山梨・岡山・廣島・福岡・佐賀、そしてフィリピンでも流行が見られた。

二〇世紀初頭、桂田富士郎（日本住血吸虫の發見）と宮入慶之助（中間宿主の發見、この結果、オンコメラニアは宮入員と呼ばれる）によって、この疾病のメカニズムが確認されたため、學名に「日本」という名前が冠されることになった。

日本住血吸虫症は、以下のような研究視角からの検討が可能である。

- ① 近代日本の植民地醫學の展開における日本住血吸虫症の位置
(上海自然科學研究所・小宮義孝などの研究の軌跡)
 - ② 水田開發などによる生態環境の變化と日本住血吸虫症の流行
 - ③ 愛國衛生運動の展開の中での日本住血吸虫症對策の展開(寄生虫病對策の政治的社會的意味)
- 本報告では、以上の視角から、特に、江南における日本住血吸虫症對策の展開の歴史的意味を検討したい。

房山雲居寺石經と唐代社會

氣賀澤 保規

北京から西南へ約七〇キロの山中に、房山雲居寺という古刹がある。そこには七世紀初頭の隋末に靜琬という一人の僧が着手し、以後唐代そして遼金時代と刻り繼がれた膨大な石經が残されている。なかでも前半期の事業である「隋唐刻經」は、寺の前にある石經山山頂近くの九つの洞窟に収められ、石碑の形で五千點近くを數える。

この石經の存在にいち早く注目し、本格的な調査と研究を行ったのは、戦前における常盤大定氏や關野貞氏、さらに東方文化學院京都研究所に籍を置いた塚本善隆氏ら少壯の研究者であった。寺はのち一九四二年に日本軍の空襲を受け、廣大な伽藍は灰燼に

歸すが、山頂と地中に藏されていた石經はすべて破壊を免れ、新中國になって系統的な整理を得て、近年『房山石經』三〇冊(うち「隋唐刻經」五冊)として全貌が知られることになった。

房山の隋唐刻經に先行して、東魏・北齊時代に刻經活動が高まり、河北・山東・河南一帯にその遺跡・石刻がのこされる。これらは時の爲政者の援助で進められたが、房山隋唐刻經の方は地域の住民や一般の信者が積極的に關與した。そのことは石經に刻まれた供養者の題記によって明らかにする。なかでも前半期には在地の有力層が中心となり、玄宗の天寶期頃から幽州の都市住民が行(同業組合)と社(信仰組織)によって加わり、後半になると范陽節度使關係者などが目につく。隋唐刻經はしたがって、佛敎史や佛敎學の貴重な資料であるばかりか、當時の社會の一面を知る恰好の材料となっている。

ただみるところ、この隋唐刻經を當時の社會とかわらせて全面的に取り上げた研究はまだ少ない。そうした反省にたつて、經典と題記の再検討をふまえ、刻經活動の展開、題記から浮かび上がる社會や地域の諸相、そこに集う人々の信仰形態などを提示し、時代の所産としての房山石經の意義を明らかにしたい。